

恩納村ロケーション撮影に関する運用要綱

一般社団法人 恩納村観光協会
制定 平成 29 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 近年増加している恩納村の海浜区域における商業的な撮影行為（以下「撮影行為」という。）が及ぼす近隣住民への影響を防止し、海浜区域の適正利用を図る観点から、恩納村海岸管理条例（平成 14 年 3 月 20 日条例第 5 号）（以下「条例」という。）の目的に則り、海浜ゾーンにおける撮影行為について（以下「本要綱」という。）を定めるものである。

(適用範囲)

第 2 条 本要綱の適用範囲は、条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する恩納村域の海浜区域（県指定天然記念物「万座毛及び周辺区域を除く」）及び恩納村内における民間撮影区域とする。

(許可申請等)

第 3 条 恩納村の海浜区域において撮影行為を行う者は恩納村観光協会（以下「協会」という。）が定める申請フォームより依頼し許可を得るものとする。但し、申請をするためには事業者登録を行ない、申請システムより協会に申請し、許可を得るものとする。

- 2 協会は前項の申請があったときは、協会内部で内容精査し、適正と認めた場合は村役場及び当該自治会、または、民間撮影区域所有者へ事業者からの申請書を添えて申請するものとする。
- 3 協会は、前項の規定により、村役場及び自治会、民間撮影区域所有者からの許可があったときは、申請事業者にたいしてその旨を通知するものとする。

(手数料の徴収)

- 第 4 条 協会は、本要綱に基づく申請に関して事務手数料を徴収するものとする。
- 2 前項の手数料は、協会会員及び沖縄リゾートウエディング協会会員は一件につき（撮影場所は二ヵ所まで）三千円、非会員については五千円とし、内一千円は撮影環境維持に充てるため当該自治会または、民間撮影区域所有者へ納付するものとする。
 - 3 申請は撮影日より原則 1 週間前とする。申請フォーム上、撮影日の前日まで申請可能であるが、1 週間を切った申請の場合は前項の手数料にそれぞれ二千円上乗せした金額を徴収する。
 - 4 手数料の納付は、発生毎もしくは月極で現金または振込にて納付できるものとする。

(手数料の使途)

第 5 条 手数料による収入は、海岸清掃及び観光振興等に使用するものとする。

(撮影申請期限とキャンセル)

- 第6条 撮影前日申請の際、土・日・祝日の前日は午前中までの申請受付とする。
- 2 撮影当日の申請、事後申請及び土・日・祝日の申請は認めない。
 - 3 撮影のキャンセルは、撮影当日までとする。撮影予定日を過ぎたキャンセルの申請は無効とする。

(腕章の装着)

- 第7条 撮影実施の際、協会(ピンク色)より貸与、または沖縄リゾートウエディング協会(紺色)より購入した腕章を装着すること。
- 2 協会が貸与する腕章は、事前に協会窓口まで受け取ることとし、使用後は直ちに返却する。

(スポット付近駐車場の利用)

- 第8条 撮影の際は、指定の駐車場を利用し、協会が発行する駐車券及び撮影申請許可書を車両の見えるところへ提示する。また、協会は指定駐車場以外でのトラブルに関しては一切の責任を負わない。
- 2 協会が貸与する駐車券は、事前に協会窓口まで受け取ることとし、使用後は直ちに返却する。

(その他)

- 第9条 住民とのトラブルがあった際は、直ちに報告すること。
- 2 申請を行なうものは、恩納村の文化、歴史を理解、尊重する精神を持ち、かつ法令公共マナーを遵守すること。また、一般利用者や観光客の観光の妨げとなるような行為を行わない健全な撮影活動を行うとともに、法令公共マナーに反する撮影活動の防止に努める。

(補足)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、観光協会会長が別に定めるものとする。

附則 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附則 この要綱の改正は平成29年11月1日から施行する。

附則 この要綱の改正は令和2年4月1日から施行する。

附則 この要綱の改正は令和3年11月1日から施行する。